



つくみん子育てサポートブック

妊娠・出産

乳幼児期

就学期

発行：津久見市

ライフステージ別サービス一覧



色の事業は

	妊娠前	妊娠	出産
手当・助成	上限10万円 不妊治療費助成事業 P29 不育症治療費助成事業 P30 30万円補助	母子健康手帳の交付 P3 商品券 2万円 プレママスマイル応援給付事業 P31 商品券 出産応援給付金 P31 現金5万円 初回産科受診料助成事業 P32 妊産婦健診等に係る交通費・宿泊費の助成 P33	出生届 P8 子育て応援給付金 P34 現金5万円 未熟児養育医療 P34
健診・訪問		妊婦健康診査(14回)・多胎妊婦健康診査(追加5回)・超音波検査(1回) P4 妊婦歯科健康診査(1回補助) P6 8か月アンケート P7 面談(希望者に) 妊婦訪問(希望者等に) P7	産婦健康診査(2回) P8 新生児聴覚検査 P8 産後ケア事業 パレナイタルビジット事業(※) P7 (※)産婦人科医の紹介により希望する小児 赤ちゃん訪問(全てのご家庭)
予防接種	成人の風しん予防接種費用助成 P5	子育て中の皆さんがお子さんと一緒に過ごす集いの場。身体測定、子育て相談等、保育園等に通っていないご家庭を中心にご利用いただいています。	
育児支援			地域子育て支援センター ベビー用品貸出事業 P9 保育園いおり保育か一時のかる事
相談・教室		パパママ教室(希望者に) P7	

市の特色ある取り組みです！

(R6.6.11現在)

乳幼児期(0歳～5歳)	就学期	
	小学校	中学校
R6.1から高校生世代までの通院・入院医療費、食事療養費を全て補助します。		
子ども医療費助成事業 P35		
児童手当 P36		
	保育料支援事業助成金 p15	放課後児童クラブの基本利用料も無料です。
	津久見市では保育料が無料です。(副食費・バス代等除く)	放課後児童クラブ利用料負担軽減事業助成金 P19
	準要保護児童・生徒就学援助 P24	
乳児一般健康診査(医療機関にて2回) P10	就学を見据えた健診で、お子さんの困り事や発達に関する相談ができます。教育委員会からのお話もあります。小学校就学に向けて、個別相談につながることも可能です。	
P9	4か月児健康診査 P11	
	10か月児健康診査 P11	
	1歳6か月児健康診査 P11	
	3歳6か月児健康診査 P11	
	5歳児健康診査 P11	
料で保健指導が受けられます。	フッ化物塗布事業 P10	フッ化物洗口事業 P24
こ) P8	認定こども園巡回訪問(年2回) P12	
定期予防接種(ロタ、B型肝炎、ヒブ、小児肺炎球菌、結核、五種混合、麻しん風しん、日本脳炎、水痘) P13	定期予防接種(二種混合、子宮頸がん) P13	
全額補助	おたふくかぜ(2回) P13	全額補助(県内3自治体のみ)
1,000円補助	三種混合・ポリオ(就学前)P13	
	小児インフルエンザ(生後6月～中学生まで) P13	
	骨髄移植後等における予防接種費用助成(20歳まで) P14	
じゃん・けん・ぼん P20		保育園等のお迎えに行けないときや保護者の急な通院時に地域の「まかせて会員」がお手伝いします。
等に通っていないさんで家庭でのできない場合、にお子さんを預かる事業です。	一時預かり事業(明光こども園) P18	
	延長保育事業 P17	
	子育てファミリー・サポート・センター事業 P22	
	病児・病後児保育の広域利用(利用料助成) P23	
	病後児保育室「ひまわり」 P23	
	虫歯予防教室(年1回)	小中学校での健康教育・食育指導
	食育教室・親子料理教室	
	幼児教室(月1回) P12	
	きらきら育児相談(年3回)	就学に関する相談 P26
	子育て相談会(年5回) P25	



はじめに

津久見市では、第2期津久見市子ども・子育て支援事業計画に基づき、

「かがやけ未来へみんなで育てるつくみっ子」

を掲げ、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現するための取り組みを進めてきました。

すべての子どもがイキイキと輝き、安心して子どもを産み育てやすいまちにしていくために地域全体で見守り、切れ目ない支援をすすめていくため各施策を推進しています。

この子育てサポートブックは、子育てに関係するすべての方に向けた情報誌として作成しました。津久見市での子育てを楽しく充実したものにする一助となれば幸いです。

【注 意】本誌は、令和6年7月現在の情報をもとに作成しております。
制度の改正により情報が変更となる場合がありますので、ご確認の上ご利用下さい。

もくじ

●妊娠したら・・・3

- 母子健康手帳交付
- 妊婦健康診査等費用助成
- 成人の風しん予防接種費用助成
- 妊婦歯科健康診査
- 大分あったか・はーと駐車場利用証制度
- ペリネイタルビジット事業
- 妊娠8か月アンケート＆面談
- 妊婦訪問
- パパママ教室

●出産したら・・・8

- 出生届
- 産婦健康診査、新生児聴覚検査
- 赤ちゃん訪問
- 産後ケア事業
- ベビー用品貸し出し事業🍊

●乳幼児健診等・・・10

- 乳児一般健康診査
- フッ化物塗布事業
- 乳幼児健診(集団)
- 幼児教室
- 認定こども園巡回訪問🍊

●予防接種・・・13

- 定期予防接種
- 任意予防接種費用の助成🍊
- 骨髄移植等における予防接種費用助成

●預ける、通う・・・15

- 保育料支援事業 入園申し込み方法①②🍊
- 延長保育事業
- 一時預かり事業
- 放課後児童クラブ利用料負担軽減事業🍊

●子育て応援・・・20

- 地域子育て支援センター じゃん・けん・ぽん
- なのはな児童館
- つくみ子育て応援アプリ「てとて」

- 子育てファミリー・サポート・センター事業
- 病児・病後児保育の広域利用(利用料助成)
- 病後児保育室「ひまわり」
- 準要保護児童・生徒就学支援
- フッ化物洗口事業

●相談したい・・・25

- 子育て相談会
- 子育てに関する電話相談一覧
- 津久見市・臼杵市助産院一覧
- ひとり親家庭に関する相談
- 子育てに関する相談
- ひきこもりや不登校に関する相談
- ヤングケアラーに関する相談

●手当・助成・・・29

- 不妊治療費助成事業🍊
- 不育症治療費助成事業🍊
- 出産応援給付金
- プレママスマイル応援給付事業🍊
- 妊婦に対する初回産科受診料助成事業🍊
- 妊産婦健診等に係る交通費・宿泊費の助成🍊
- 子育て応援給付金
- 未熟児養育医療
- 子ども医療費助成事業🍊
- 児童手当

●ひとり親家庭支援・・・37

- 児童扶養手当
- ひとり親家庭等の医療費
- 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金
- 高等職業訓練促進費等の給付

●障がいのある子どものための支援・・・39

- 子どもの発達を支援する福祉サービス
- 指定相談事業所 サポートセンター

竹とんぼ

●予防接種スケジュール・・・40



🍊がついている事業は津久見市の特色ある取り組みです

妊娠したら

妊娠かな？と思ったら...

月経が2週間以上遅れている場合、妊娠の可能性があります。
妊娠したばかりのころは、赤ちゃんの体が作られるとても大切な時期。
早めに産婦人科に行き、定期的な受診をおこなしましょう。

母子健康手帳交付

☎ 8 2 - 9 5 2 3 (健康推進課)

産婦人科で妊娠の確定診断を受けたら、できるだけ早く届け出をして
母子健康手帳の交付を受けましょう。
面談を行いますので、時間に余裕をもってお越しください。

■必要なもの

【妊婦本人が申請する場合】

- ①マイナンバー確認書類（個人番号カードまたは通知カード）
- ②本人確認できるもの（運転免許証など）
- ③妊婦本人の振込口座の番号がわかるキャッシュカードや
通帳等口座振込み先の分かるもの
（出産応援給付金の申請が同時にできます）

【代理人が申請する場合】

- ①妊婦のマイナンバー確認書類（個人番号カードまたは通知カード）
 - ②代理人の本人確認ができるもの
- ※出産応援給付金の申請は後日となります。

■交付窓口

津久見市役所健康推進課
（妊娠届出書は窓口にあります）



妊産婦健康診査、新生児聴覚検査の費用を助成しています。
医療機関での健診時、津久見市交付の受診票を提示してください。
妊産婦健康診査受診票等は、母子健康手帳交付時にお渡しします。

■基本的な妊婦健康診査の回数：14回

(多胎児を妊娠された方は5回分追加助成します)

■基本的な項目

- ・尿検査
- ・血圧
- ・体重測定
- ・問診及び診察

(うち3回は、血液検査をあわせて実施)

■子宮頸がん検診

■B群溶血性レンサ球菌検査

■超音波検査（出産予定日に35歳以上の方）：妊娠後期に1回



※受診票は、**大分県内の契約医療機関**で使用できます。

県内の助産所や県外で健康診査を受けた場合は、使用できません。

助成の対象となる金額を償還払いします。

※津久見市外へ転出した場合は使用できません。

※津久見市外から転入した場合、妊婦健康診査受診票等の差し替えが必要です。

転入手続きを済ませたら、健康推進課で手続きをお願いします。

「風しん」の流行を未然に防ぐとともに、女性が安心して妊娠・出産を迎えられるよう、成人の風しん予防接種の一部を助成します。

【助成対象】

接種時津久見市に住民票がある方のうち、次のいずれかに該当する方

◆ 20歳以上49歳以下の妊娠を予定又は希望している女性とその夫（事実婚を含む）

◆ 妊娠している女性の夫（事実婚を含む）

※ 妊婦、風しんにかかったことがある人、風しんを含む予防接種を2回以上接種している人は対象外です

【助成内容】

麻しん風しん混合（MR）ワクチン

上限 5,000円（助成は1人1回限り）



【申請期間】

接種日より **1年以内**（期間を過ぎて申請すると対象外になります）

【必要書類】

① 医療機関が発行した領収書

（支払金額・接種者名・接種日・接種ワクチンが明記されているもの、領収書で予防接種の種類が確認できない場合は予診票の写し）

② 母子健康手帳

（妊婦の夫が接種した場合のみ「子の保護者欄」写しが必要）

③ 助成対象接種者の金融機関の口座番号が分かるもの（通帳など）

【注意事項】

- ・ あらかじめ約1か月間避妊した後、接種してください。
- ・ 予防接種後、約2か月は妊娠しないよう注意してください。

妊婦さんや生まれてくる赤ちゃんのお口の健康を保つため、津久見市内の実施医療機関にて、妊婦さんを対象とした歯科健診を実施しています。



■対象者：津久見市に住民票がある妊婦

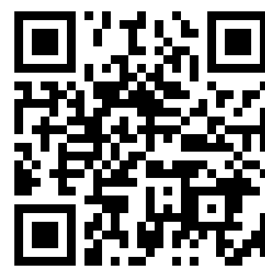
■有効期間：出産の前日まで

■費用：無料(検査や治療が必要な場合は自己負担が発生します)

■持ち物

- ・津久見市妊婦歯科健康診査受診票(母子健康手帳交付時配布)
- ・妊婦歯科健康診査予診票
- ・母子健康手帳
- ・保険証

実施医療機関
こちらから確認
できます



【注意事項】

- ・事前に歯科医院に予約をしてください。
- ・受診する前は、お口の中をきれいにしておいてください。
- ・津久見市外へ転出した際は、対象となりません。
- ・検査当日の治療費は有料です。

大分あったか・はーと駐車場利用証制度

☎(097)506-2591(大分県福祉保健企画課 地域福祉班)

大分あったか・はーと駐車場利用証制度とは、公共施設や店舗などの車いすマークを適正にご利用いただくために対象となる方に県が共通の利用証を交付する制度です。

妊産婦の方は、妊娠7か月から産後12か月まで利用できます。

(多胎妊娠の場合は、妊娠6か月から産後18か月まで)

※申請は妊娠5か月から可能です。

こちらの二次元コードから詳細を確認できます。



詳細はこちらから

ペリネイタルビジット事業

☎ 8 2 - 9 5 2 3 (健康推進課)

出産前にあるいは出産後早めに、かかりつけの小児科医を作り、産後の育児不安をすこしでも早く解決しようという事業です。

- 内 容：産婦人科医の紹介で小児科を訪問し保健指導を受ける
- 対 象：妊娠28週～産後56日の妊産婦
- 費 用：無料
- 申込方法：かかりつけの産婦人科医にご相談ください。

妊娠8か月アンケート＆面談

☎ 8 2 - 9 5 2 3 (健康推進課)

妊娠8か月ごろは、出産を間近に控え、赤ちゃんに会える喜びとこれからの生活の変化への不安を同時に抱えている時期でしょう。津久見市では、希望された妊娠8か月頃の妊婦さんを対象に面談をおこなっています。

面談では、産前産後の過ごし方や入院に向けた準備、産後の過ごし方や手続き、サービスの紹介を一緒に確認しています。

妊娠に関するアンケートを送付しますので、回答をお願いします。

妊婦訪問

☎ 8 2 - 9 5 2 3 (健康推進課)

出産に向けて不安なことや確認したいことがある妊婦さんのうち、希望される方に保健師が訪問しています。

妊婦訪問を希望される方は、健康推進課保健師までご連絡ください。

パパママ教室

☎ 8 2 - 9 5 2 3 (健康推進課)

妊娠中のママやパパ向けの教室を希望者に実施しています。

お気軽にお問い合わせください。

- 内容：妊娠中・産後における心身の変化、新生児の育児や沐浴体験、パパ向けの妊婦体験など
妊娠中の食事について(管理栄養士、保健師対応)
- 日程：希望者の都合に合わせて調整



出産したら

出生届

☎ 8 2 - 9 5 1 1 (市民生活課)

- 提出場所：父母の本籍地、所在地または出産をした場の市区町村役場
 - 提出期間：生まれた日から14日以内
 - 届出人：父・母・法定代理人・同居者・医師 助産婦・その他の立会者の順、婚姻していないときは母
 - 添付書類：1. 出生届書1通
2. 母子健康手帳
- ※命名は、常用漢字・人名漢字・カタカナ・ひらがなの範囲
※外国人の関係する届出の場合、追加書類が必要となる場合があります。

産婦健康診査、新生児聴覚検査

☎ 8 2 - 9 5 2 3 (健康推進課)

産婦健康診査、新生児聴覚検査の費用を助成しています。
医療機関で健診時に市交付の受診票を提示することで助成が受けられます。

■産婦健康診査：産後2週間、産後1か月健診

■新生児聴覚検査

※受診票は、大分県内の契約医療機関で使用できます。

県内の助産所や県外で健康診査を受けた場合は、使用できません。

助成の対象となる金額を償還払いします。

※津久見市外へ転出した場合は使用できません。

※津久見市外から転入した場合、妊婦健康診査受診票等の差し替えが必要です。

転入手続きを済ませたら、健康推進課で手続きをお願いします。

赤ちゃん訪問

☎ 8 2 - 9 5 2 3 (健康推進課)

生後4か月までの赤ちゃんのいるすべてのご家庭に、津久見市の保健師が訪問する「赤ちゃん訪問」を実施しています。

赤ちゃんの体重の増え方や健康、育児に関することなど、お気軽にご相談ください。

■内容

赤ちゃんの身体計測（体重・頭囲・胸囲）や、
発育チェック、授乳や育児などの相談に応じます。

また、津久見市の保健サービスや予防接種等の説明を行います。



出産後の疲労回復や母乳育児不安等があり、ご家族などから十分な育児支援を受けられない場合、安心して子育てができるように助産師等による『産後ケア事業』を行っています。

大分県内で契約している産科医療機関・助産所において、宿泊型（お泊り）とデイサービス型（日帰り）のケアを受けられます。また、自宅に助産師が伺う訪問型のケアもあります。

■利用できる方

津久見市に住民票があり、産後の疲れや育児に不安を感じていたり、ご家族などから産後の家事や育児等の支援が受けられない方で、生後12か月未満の赤ちゃんとお母さん

こちらからも
確認できます

■利用料	宿 泊 型	： 1, 6 5 0 円/回
	デイサービス型	： 5 5 0 円/回
	訪 問 型	： 0 円/回



※生活保護世帯は利用料がかかりません

■利用方法 事前申請が必要になりますので、健康推進課にお問い合わせください。

ベビー用品貸し出し事業

☎ 8 2 - 9 5 1 9 (社会福祉課)



津久見市では子育てに必要なベビー用品の中でも、特に高額かつ使用期間の短い用品について無償レンタルを始めました。

■レンタル可能品

- ①ベビーバス
- ②ベビーベッド
- ③ベビースケール
(赤ちゃん用体重計)



ベビー用品貸し出し事業



詳細は二次元コードからご確認ください。

乳幼児健診等

乳児一般健康診査

☎ 8 2 - 9 5 2 3 (健康推進課)

大分県内の契約医療機関で乳児健康診査受診票を利用して、乳児健康診査が公費で受けられます。

■ 3～6 か月児(1回)

■ 9～11 か月児(1回) 1歳のお誕生日前日まで



※契約医療機関(県南)

小宅医院(津久見市)、とうば小児科医院(臼杵市)、桑畑小児科医院(佐伯市)、塩月小児科内科医院(佐伯市)、西田病院(佐伯市)

※事前に医療機関に予約をしてください

※大分県内であれば、県南エリア以外でも受診できます

フッ化物塗布事業

☎ 8 2 - 9 5 2 3 (健康推進課)

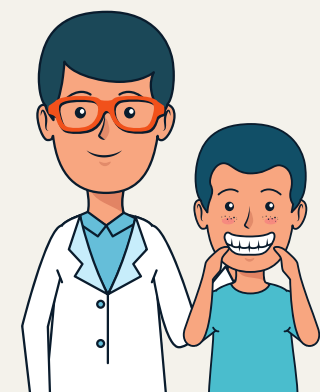
お子さんの虫歯予防のため、1歳6か月児健診時にフッ化物塗布(希望者のみ)とフッ化物塗布受診券を配布しています。

■配布枚数：2枚(1度塗布したら、3か月～6か月空けてください)

■有効期間：3歳のお誕生日の前日まで

■費用：無料

■持ち物：フッ化物塗布受診券、お子さんの健康保険証



実施医療機関は
右の二次元コードから
確認できます

フッ化物塗布実施医療機関



お子さんの成長・発達を確認し、子育ての悩みや不安も相談できます。
お子さんの体調の良い時に受診しましょう。

令和6年度の内容は以下の通りです。

日程については、二次元コード先からご参照ください。

対象者には、個別に通知を送付いたします。

日程一覧



■集団健診内容

【4か月・10か月児】

- ・問診
- ・身体測定
(身長・体重・頭囲)
- ・内科診察
- ・離乳食の話(4か月、個別)
- ・個別相談(保健・歯科・保育等)



【1歳6か月児】

- ・問診
- ・身体測定
(身長・体重・頭囲)
- ・歯科検診
- ・内科診察
- ・個別相談
(保健・栄養・歯科・保育等)



【3歳6か月児】

- ・尿検査
- ・問診
- ・身体測定
(身長・体重)
- ・屈折検査(目の検査)
- ・歯科検診
- ・内科診察
- ・個別相談
(保健・栄養・歯科
保育・言葉等)



【5歳児】

- ・問診
- ・身体測定
(身長・体重)
- ・内科診察
- ・ミニ講話
- ・個別相談
(保健・栄養・歯科
保育・心理・言葉等)



主に未就園のお子さんを対象に、あそびを通じて成長発達を促す方法を提供します。(就園児は状況に応じて判断)
家庭での遊びの参考にできるようにおうちの方と一緒に参加します。
お子さんの成長をともに見守っていきましょう。

■参加について

乳幼児健診などでご案内いたします。

■日程

参加者に個別にお知らせします。

■受付時間

9時45分～10時 (終了予定 11時30分)

■場所

フラワーキッズ

フラワーキッズの地図



認定こども園巡回訪問 🍊

☎ 8 2 - 9 5 1 9 (社会福祉課)

市内認定こども園へ専門スタッフ(家庭児童相談員、臨床心理士、保健師、教育委員会指導主事、相談支援事業所コーディネーター等)が訪問します。

就学前の子どもを対象に発達障がい等を早期に発見し、各種支援につなげることで安心して子育てできる環境を整えていきます。



予防接種

定期予防接種

☎ 8 2 - 9 5 2 3 (健康推進課)

お子さんを感染症から守るため、予防接種を受けましょう。
定期予防接種は、病気に対する免疫をつけたり、予防したり、ほかの人にうつさないようにするために誰もが受けるべき予防接種です。

対象年齢であれば、公費で接種が受けられます。
40ページに予防接種スケジュールがありますので、参考にしてください。

※定期予防接種は大分県内の契約医療機関でも接種できます。

※やむを得ない事情により大分県外の医療機関で接種を希望する場合事前に健康推進課までお問い合わせください。

出典：NPO法人 VPDを知って、子どもを守ろうの会 <https://www.know-vpd.jp/index.php>

津久見市内
実施医療機関一覧



任意予防接種費用の助成 🍊 ☎ 8 2 - 9 5 2 3 (健康推進課)

子どもの感染症予防と子育て世代の負担軽減のため、市独自で任意予防接種の公費助成をおこなっています。

【全額助成】

予防接種 種類	接種期間
三種混合ワクチン	小学校入学前の1年間(4月～翌年3月末)
不活化ポリオ	小学校入学前の1年間(4月～翌年3月末)
おたふくかぜ(2回)	1回目 満1歳～2歳の誕生日前日 2回目 小学校入学前の1年間(4月～翌年3月末)

【一部助成】小児インフルエンザワクチン(1,000円助成)

年齢	回数
生後6か月～13歳未満	2回
13歳以上の中学生	1回

※任意予防接種は市内の医療機関で接種した場合のみ助成します。
※窓口支払い時に割引かれた金額をお支払いいただきます。

骨髄移植等により、以前に定期接種で獲得した免疫が低下または消失し、再接種が必要と医師が判断された方に対して、再接種に係る費用の助成をします。

助成を受ける場合は、再接種を行う前に**事前の申請**が必要です。制度の内容や必要な手続きについて説明しますので、希望される方は健康推進課までご連絡ください。



■対象者

下記のすべてに該当する方

1. 骨髄移植等により、定期予防接種として接種を受けたワクチンの予防効果が期待できず、再接種が必要だと医師に判断された方
2. 本助成の申請を行った日から再接種を受ける日において津久見市に住民票がある方で、20歳未満の方

■助成対象となるワクチン

1. 予防接種法（A類疾病）に定められている予防接種および回数であること
2. 骨髄移植等の前に接種した定期の予防接種ワクチンの予防効果が期待できず再接種が必要であると医師が認めるものに限る

※五種混合は15歳未満、BCGは4歳未満、ヒブは10歳未満、小児用肺炎球菌は6歳未満の年齢制限あり

■助成額

助成額は以下の（1）（2）のうち、いずれか低い額です。

- （1）再接種費用として医療機関に支払った額
- （2）再接種した年度に津久見市が津久見市医師会と契約する委託料単価額

■申請手続き

費用助成を受ける場合は、再接種前に認定を受けていただく必要があります。

預ける、通う

保育料支援事業 

☎ 8 2 - 9 5 1 9 (社会福祉課)

■利用者負担額(保育料支援事業助成金)

津久見市独自で3歳未満の第1子の保育料を無償化します。

国・県の制度と合わせると、**すべての入園児の保育料が無償**になります。

津久見市内には、5つの認定こども園があります。

施設名	住所	電話番号
明光こども園	津久見市上宮本町19番7号	8 2 - 2 4 4 2
向洋保育園	津久見市中町5番36号	8 2 - 3 9 4 3
認定こども園 白蓮こども園	津久見市大友町3番15号	8 2 - 6 1 6 1
認定こども園 カトリック津久見幼稚園	津久見市中田町2番68号	8 2 - 3 4 1 6
認定こども園 しらうめ幼稚園	津久見市地藏町8番2号	8 2 - 3 5 1 0

認定こども園は、保育所と幼稚園のそれぞれの良いところを活かしながら、その両方の役割を果たすことができる施設であり、認定区分にかかわらず、すべての児童の受入が可能（※）です。

※ 認定区分については、後段に記載しています。

園によっては受入ができない年齢もありますので、詳しくは園または社会福祉課にお問い合わせください。

※和順幼稚園は現在休園中です。

入園申し込みの方法①

入園申し込みの方法は、設定区分により異なります。

認定区分	年齢区分	利用時間	保育の必要性 (※)	利用可能な施設
1号認定	3～5歳	4時間	なし	幼稚園 認定こども園
2号認定	3～5歳	1 1時間 8時間	あり	保育園 認定こども園
3号認定	0～2歳	1 1時間 8時間	あり	保育園 認定こども園

※ 保育の実施を希望できる（2号認定・3号認定を申請できる）のは、その家庭が次のいずれかの事由に該当し、児童の保育を必要としている場合です。

1. 就労(6 4時間/月以上)

2. 妊娠・出産

※産前は出産予定月の前2月、産後は出産日から8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで

3. 疾病等

4. 介護・看護

5. 災害等

6. 求職(最長3か月)

7. 就学等

8. 虐待・暴力等

9. 育児休業中



※事由詳細については津久見市ホームページもしくは社会福祉課までお問い合わせください。

入園申し込みの方法②

■ 1号・2号・3号認定申し込み

社会福祉課で申込を行います。

入園を希望する月の前月の15日までに、下記書類を提出してください。

次年度の申込は、12月1日から受付を開始します。

（市報及びホームページでお知らせします。）

提出書類は、保育を利用する理由により異なります。

社会福祉課までお問合せください。

■ 幼児教育・保育の無償化

3歳児クラスから5歳児クラスの全ての子どもの教育・保育の利用料が無償になります。

■ 給食費(副食費免除)

1・2号認定で、年収360万円未満相当世帯の児童および第3子以降の児童について、副食費の負担が免除されます。

※第3子以降の児童とは

認定こども園（幼稚園部分）および幼稚園：

同一世帯に小学校3年生までの児童が3人以上いる場合の3人目以降の児童
保育園および認定こども園（保育所部分）：

同一世帯に小学校就学前の児童が3人以上いる場合の3人目以降の児童



延長保育事業

☎ 82-3943 (向洋保育園)

保護者の仕事の都合などにより、通常の保育時間を超えてお子さんを預かる事業です。

■ 利用時間 月曜日から土曜日 18時から20時

■ 実施施設 向洋保育園(津久見市中町5番36号)

保育所等に入所していない児童で、保護者の傷病や冠婚葬祭・病気・育児疲れなどで、家庭での保育ができない場合に一時的に保育園でお子さんを預かる事業です。

(原則、ひと月当たり 1 4 日以内の利用となります)

■利用可能な日時

月曜日～土曜日 7時30分～18時30分

■利用料

1 日 : 2, 0 0 0 円

4 時間以内 : 1, 0 0 0 円



※利用料のお支払には子育てほっとクーポンもご利用いただけます。

■実施施設

明光こども園（津久見市上宮本町 1 9 番 7 号）☎ 8 2 - 2 4 4 2

■申し込み方法

1 利用登録申請書の提出

利用する日の 7 日前までに、利用登録書に必要事項をご記入いただき、社会福祉課まで提出をお願いします。

2 利用申請書の提出

利用登録の承認を受けたのち、実施施設（明光こども園）に対して利用申請書を提出いただき、利用希望日の予約をしてください。

■利用条件

保育所、認定こども園などの施設に入園していない在宅の児童。
津久見市外の方（里帰り出産などの条件あり）も利用できます。

児童を育てる保護者が安心して働くことができるよう、放課後児童クラブの利用料（おやつ代及び長期加算分は除く。）を全額助成します。

■対象児童

津久見市に住民票のある1年生から6年生までの児童で、市内の放課後児童クラブに通っている児童

※放課後児童クラブは保護者の就労などにより、昼間保護者のいない家庭の小学校児童をお預かりしています。

■対象施設

青江小ひまわり児童クラブ
千怒小わんぱく児童クラブ
堅徳小キラキラ児童クラブ
津小なかよし児童クラブ

原則手続きは不要ですが、下記いずれかに該当する場合は「助成申請書」を社会福祉課へ提出していただく必要があります（この場合も利用料は発生しません）。

- （1）生活保護法による被保護世帯
- （2）児童扶養手当受給世帯（ひとり親家庭）
- （3）就学援助受給世帯
- （4）市町村民税非課税世帯



子育て応援

地域子育て支援センター じゃん・けん・ぽん

☎ 83-5560 (じゃん・けん・ぽん)

子どもと一緒に楽しく過ごせる、津久見市の子育て支援センターです。プレママデーなど、妊娠中から参加できる企画もあります。

■場 所：津久見市千怒 6 1 1 1 番地
とぎ倶楽部内（津久見中央病院となり）

■開 所 日：月～金まで週 5 日開所

■開所時間：9時30分～15時30分

○「じゃん・けん・ぽん」からのお願い

「じゃん・けん・ぽん」は保護者の責任のもとでのご利用となります。
各自でお子さんの安全を確認して下さい。

じゃん・けん・ぽん
ホームページ



毎月の行事予定
こちらから



- ・おもちゃは大切に使いましょう。
- ・遊んだ後は片付けましょう。
- ・汚れ物、ごみは持ち帰りましょう。
汚れ物を入れるビニール袋を持参して下さい。
- ・持ち物には記名して下さい。
- ・手拭きタオル、ハンカチを各自お持ち下さい。
- ・冷暖房を使用する場合は職員にお知らせ下さい。
- ・携帯の充電はご遠慮下さい。
- ・台所には入らないで下さい。
- ・安全のため、玄関の出入り口のドアはきちんと閉めて下さい。



子どもの健全な育成を図る活動を支援するため、活動場所の提供と子育ての相談に応じます。

また、地域の団体の活動を支援し、地域の子どもとの交流を図り、子どもが楽しめるような行事を企画し、みなさんに参加を呼びかけます。

■住 所：津久見市地蔵町 4 - 1 0

■利用時間：月曜日～土曜日 9時～17時まで ※祝日を除く

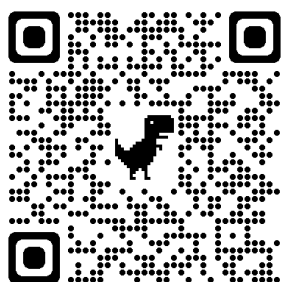
■費 用：児童館の利用は無料ですが、活動にかかった費用などを徴収する場合があります。



つくみ子育て応援アプリ「てとて」 ☎ 8 2 - 9 5 1 9 (社会福祉課)

つくみ子育て応援アプリ『てとて』では、津久見市の子育てに必要な情報を一目でチェックできます。

こちらの二次元コードから、ぜひダウンロードして母子健康手帳とともにご活用ください。



【てとて】は
こちらから

OR

母子モ



検索でも
OKです！



子育てファミリー・サポート・センター事業は、子育てのお手伝いをしてほしい人（よろしく会員）と子育てを応援したい人（まかせて会員）がそれぞれのファミリーサポートの会員となり、地域で子育てを助け合うことを目的に当事者間の信頼関係により成り立つ有償の会員相互の援助活動です。

預かりを希望する場合、利用前に面談を行います。

【活動内容】

■ 保育施設の保育開始前又は保育終了後の預かり

◇ 保育施設までの子どもの送迎

◇ 学校の放課後又は放課後児童クラブ終了後の預かり

◇ 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の預かり

■ 病院の受診やお見舞い等の際の預かり

■ その他の育児に関する必要な援助活動

■ まかせて会員

- ・ 津久見市在住の方
- ・ 子育て支援に意欲のある 20 歳以上の方
- ・ センターが実施する研修を受講した方

【会員登録】説明会・講習会受講後に登録

■ よろしく会員

- ・ 津久見市在住・在勤の方
- ・ 援助を必要とする 6 か月～小学校 6 年生のお子さんがある方

【会員登録】説明会受講後に登録

■ 利用料(1 時間あたり)



利用区分	時間	金額
月～金	7～19時	500円
土日祝	7～19時	600円
時間外	7時以前 19時以降	600円

病児・病後児保育の広域利用(利用料助成)

☎ 8 2 - 9 5 1 9 (社会福祉課)

大分県内の病児・病後児保育室の広域利用ができます。
施設によっては、スマートフォンなどから予約が可能です。
また、広域の病児保育室を利用した際の利用料の
助成制度もあります。

■助 成 額 (1回あたり)

対象区分	1日利用時	半日利用時
市民税課税世帯	500円	300円
生活保護世帯及び 市民税非課税世帯	全額	

■申請方法

社会福祉課窓口にて手続き(領収書を持参ください)
※利用1回につき上記の助成金を支給します。

病児保育予約



病後児保育室 「ひまわり」

☎ 8 2 - 2 8 0 0 (ひまわり)

児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間
において、保護者が勤務等のためにお子さんのお世話ができない
時に日中お預かりする施設です。

■場 所：津久見市大字千怒6111番地の1

津久見市とぎ倶楽部内（津久見中央病院横）

■開所日：月曜日～土曜日（8:00～17:30）※祝日を除く

※前日16時までの予約が必要です。



受け入れ基準(病後児)



経済的理由によって就学困難な津久見市立の小・中学校に在学する児童生徒の保護者(津久見市に住所を有する)に対し、学校でかかる費用の一部を援助します。

援助を希望される方は、各小・中学校を通して申請していただきますので、各学校の職員に相談してください。

援助を受けられる方の認定範囲

(1)～(5)に該当し、認定基準額以下の方及び前年度給食費完済者、学級費・学用品費完済者、前年分市税申告済者（世帯全体）の方に就学援助費を支給します。

- (1) 生活保護法に基づく保護の停止または廃止されたが依然生活が困難である。
- (2) 児童扶養手当の支給を受けている。
(遺族年金の支給を受けている)
- (3) 生活保護法の適用を受けていないが、それに準ずる生活程度である。
- (4) 病気災害等の特別な事由により経済的に困窮している。
- (5) 上記のほか、教育長が特に必要と認めた場合

健康な歯は、子どもたちの健やかな成長に不可欠です。虫歯が増えるのは幼児～児童といった集団生活をおくっている年齢層です。

津久見市では子どもたちの生活環境に合わせた虫歯対策の一環としてフッ化物洗口事業を実施しています。

■対象児童

津久見市内に住民登録のある児童・生徒

お問い合わせは、学校教育課までお願いいたします。



相談したい

子育て相談会

☎ 8 2 - 9 5 2 3 (健康推進課)

津久見市では、お子さんの発育や発達・言葉の心配、子育ての不安がある親子を対象とした相談会を行っています。(年5回)
いずれも予約制で、相談料は無料です。
ご希望の方は、健康推進課までご相談ください。

専門スタッフがチームで相談を受け付けます。

■ 医師：お子さんの診察を行います。

■ 作業療法士（OT）

お子さんの遊びや日常生活に必要な能力（食事・更衣・学習）の面からの相談・楽しく機能が獲得できるようにアドバイスを行います。

■ 言語聴覚士（ST）

言語の聞き取りにくさ、言葉の遅れ、人とのやりとり、コミュニケーションについて必要なアドバイスを行います。

■ 保育士

子育てやお子さんへの関わり方について相談・アドバイスを行います。

■ 臨床心理士

お子さんの心配な点、困っている行動などをお聞きし、心理学的視点から、育児をする上での工夫などアドバイスします。

■ 日程



子育て相談会
日程

子育てに関する電話相談一覧

相談内容	相談先	連絡先	日時
子育て相談	健康推進課	82-9523	月～金(年末年始除く) 8時30分～17時
	社会福祉課	82-9519	
子どもの発達について 相談がある	健康推進課	82-9523	月～金(年末年始除く) 8時30分～17時
子どもの就学について 相談がある	学校教育課	82-9526	月～金(年末年始除く) 8時30分～17時
ひとり親に関する悩み	社会福祉課	82-9519	月～金(年末年始除く) 8時30分～17時
女性相談(DV等)	市民生活課	82-9511	月～金(年末年始除く) 8時30分～17時
母乳・乳房管理・妊娠・子育て全般 に関する悩みがあるとき	赤ちゃんとおっぱい 電話相談 (大分県助産師会) 次ページの助産所	(097)594-5938	毎日：10時～16時
子育てに関するあらゆる不安や悩み	いつでも子育て ホットライン	0120-462-110	24時間365日対応
夜間子どもを受診させるか 迷っている	大分県こども 救急電話相談	#8000	月～金 19時～翌朝8時
日曜日・祝日に子どもを 受診させるか迷っている			日・祝日 9時～17時 19時～翌朝8時
不妊・不育に関する悩みや相談	おおいた不妊・不育 相談センター (hopeful)	(080)1542-3268	火～金：12時～20時 土：12時～18時
妊娠に関する悩み	おおいた妊娠 ヘルプセンター	0120-241-783	水～日(年末年始除く) 11時30分～19時
こころの悩み・不安等に関する相談	こころの電話 (大分県こころとからだの 相談支援センター)	(097)542-0878	月～金(年末年始除く) 9時～12時、13時～16時
女性総合相談 (セクハラ・ストーカー等 女性の人権について)	女性の人権 ホットライン	(0570)070-810	月～金(年末年始除く) 8時30分～17時15分



津久見市・臼杵市助産院一覧

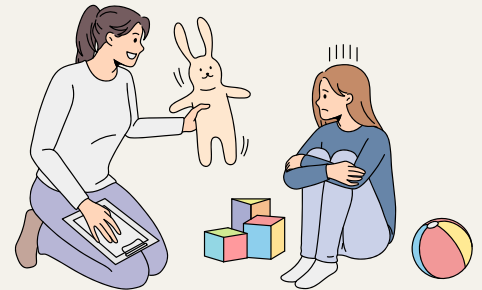
助産院名	住所	電話番号	産後ケア 訪問型
江藤助産所	津久見市新町 1 1 - 4	8 2 - 3 6 3 1 0 8 0 - 1 7 7 0 - 3 6 3 1	
松木助産所	津久見市セメント町 6 - 2 4	8 2 - 2 3 2 7 0 9 0 - 3 6 6 5 - 1 8 1 9	
大塚助産所	臼杵市双葉区 4 - 2	0 9 0 - 1 1 9 7 - 5 6 9 4	
助産所 宙 SORA	臼杵市江無田 9 7 1 - 3	0 9 0 - 7 4 7 3 - 1 7 9 7	○
吉田助産所	臼杵市南海添 1 2 組	6 3 - 2 2 8 9 0 9 0 - 4 5 8 3 - 9 1 9 5	○
とまり木	臼杵市野津町大字落合 9 1 9 番地	0 9 0 - 9 8 1 0 - 6 8 3 4	



ひとり親家庭に関する相談 ☎ 8 2 - 9 5 1 9 (社会福祉課)

社会福祉課には母子父子自立支援員がいます。
ひとり親家庭や寡婦の方で困ったことがある方や、相談したいが相手がない場合など、お気軽に電話でご相談ください。
ご希望があれば、ご自宅まで家庭訪問も行います。
また、ひとり親家庭でなく、夫婦生活で困っていることや、離婚を考えている方などのご相談も受け付けています。

子育てに関する不安や悩みを抱えているが、身近に相談できる人がいないなど、悩みを抱えているお母さん、お父さんの相談を、家庭児童相談員が伺います。お気軽に電話でご相談ください。
ご希望があれば、ご自宅まで家庭訪問も行います。



ひきこもりや不登校に関する相談 ☎ 8 2 - 9 5 1 9 (社会福祉課)

様々な事情により、ひきこもり状態にある方や、学校に行けなくなった方のご家族で、相談したいがどこに相談して良いかわからない方は、社会福祉課に支援員がいますので、ご相談ください。

ヤングケアラーに関する相談 ☎ 8 2 - 9 5 1 9 (社会福祉課)

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもは、責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

これらの問題は、子どもが自ら相談することは難しく、周りの大人が気付いてあげることが非常に重要です。

身の回りで少しでも気付き等ある方は、社会福祉課までご連絡をお願いします。



手当・助成

不妊治療費助成事業 

☎ 8 2 - 9 5 2 3 (健康推進課)

子どもを望むご夫婦を支援するため、不妊治療費等にかかる費用の一部を助成します。

【助成対象】

以下のすべてを満たすことが必要です。

1. 法律上の婚姻をしている夫婦（事実婚関係の夫婦を含む）
2. 夫及び妻が申請日において津久見市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に連続して1年間以上記録されており、今後も1年以上居住予定である夫婦
3. 市税等の滞納がない夫婦
4. 医療保険に加入している夫婦



【助成内容】

◎ 不妊検査及び不妊治療の自己負担額及び文書料
(保険適用の有無は問わない)

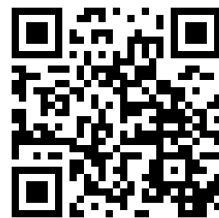
※ 入院代のうち食事代など治療に直接関係ない費用を除く。

※ 保険適用分については高額療養費や付加給付等を除く。

【助成金額】

1 年度につき夫婦1組につき **上限 1 0 万円**
(助成回数の制限はありません)

申請方法は [こちら](#)



【申請期間】

1 回の治療ごとに、当該治療が終了した日の翌日から **1 年以内**

※ 令和 5 年 4 月 1 日以降の診療から適用します。

※ 各申請期限内である場合は、複数回の治療を一申請で行えます。

不育症治療費に対する助成を行っています。

「不育症」とは、妊娠をしても、流産や死産などを繰り返して、結果的に子どもを持てない状態のことです。

【助成対象】

次の1～3すべてに該当する方が対象です。

1. 津久見市に1年以上住民票を有し、法律上の婚姻をして1年以上経過した夫婦
2. 一般社団法人日本生殖医学会が認定した生殖医療専門委が所属する医療機関または同等の能力を有する医療機関により不育症を診断され、治療を受けた者
3. 市税等の滞納がない者

【助成対象経費・助成金額】

不育治療を開始した日から当該妊娠に関する出産、流産または死産に伴う治療が終了するまでの間の経費及び文書料。

助成金額は **30万円** を上限とします。

詳しくは健康推進課にお問い合わせください。

申請方法は
こちら



■対象者

妊娠の届出をした妊婦

■給付額

妊婦 1 人につき現金 5 万円

■給付要件

妊娠届出時に面談を受けた妊婦



※申請する方名義の通帳にお振込みいたします。

プレママスマイル応援給付事業 🍊 ☎ 8 2 - 9 5 2 3 (健康推進課)

出産応援給付金に加えて、市独自で妊娠された方に 2 万円分の商品券を支給します。

【給付対象者】

以下のすべてに該当する方

- ・妊娠の届出をした妊婦
- ・申請日時時点で津久見市に居住し、津久見市の住民基本台帳に記載されている者
- ・申請日から1年以上津久見市に居住する見込みがあり、津久見市の住民基本台帳に記載されている者



【給付までの流れ】

1. 母子健康手帳交付時に申請書を記入
2. 後日、津久見市より決定通知を送付
3. 商品券は指定の日にか以降に健康推進課へ来所もしくはは訪問にて給付

※原則、妊婦さん本人が来所してください。

■対象者：以下のすべての項目に当てはまる方

- ①妊娠の届出をした妊婦
- ②初回産科受診をした日（令和5年10月1日以降）及び申請日において津久見市に居住し、かつ、津久見市の住民基本台帳に記録されている者
- ③申請をした日から1年以上津久見市に居住する見込みがあり、津久見市の住民基本台帳に記録されている者
- ④所得の状況を確認するため、市が世帯の課税状況を確認することに同意する者
- ⑤医療機関等の関係機関と市が必要に応じて、支援に必要な情報を共有することに同意する者
- ⑥他の公的助成制度による初回産科受診料の助成金の交付を受けていない者



■申請期限 妊娠届出日から60日以内

■助成内容

妊娠の判定を受けるため、医療機関等を受診した際に要した費用と、10,000円のいずれか少ない額を助成します。

※ 津久見市不妊治療費助成事業において助成を受けた費用の額は除きます。

■申請方法

- 津久見市妊婦初回産科受診料助成事業助成金申請書兼請求書
 - 妊娠判定を実施した医療機関等が発行する領収書及び診療明細書
 - 金融機関の口座がわかるもの（申請者本人のもの）
- 上記を津久見市健康推進課窓口までお持ちください。

■助成金のお支払い方法

申請内容を審査のうえ、指定の口座に振り込みます。



■対象者：以下のすべてに該当する方

- ①申請をした日から1年以上津久見市に居住する見込みがあり、津久見市の住民基本台帳に記録されている者
- ②自宅から最寄りの産科医療機関又は医師の診断等に基づく転院後の産科医療機関までの距離が20キロメートルを超える妊産婦で、妊産婦健診等のために、当該産科医療機関を受診していること

※距離の判定は最短距離とし、市の基準で判定します。

■対象期間

最後の妊産婦健診等が終了した日の翌日から起算して

6か月以内

※タクシー代及び宿泊費についてはその都度申請を受け付けます

■助成回数 1回の妊娠届出につき

- ・妊婦健康診査 14回、産婦健康診査 2回及び出産時 1回
計 17回分
- ・宿泊 5泊分

※出産の遅れで妊婦健康診査が14回を上回った場合は、回数を1週あたり1回分上乘せします。

■助成金額

区分	助成金額
タクシー以外を利用	1回(1往復)当たり1,000円
タクシーを利用	助成対象者が実際に支払ったタクシー代と、1回(1往復)当たり12,000円とを比較していずれか低い方の額 ※2回を限度とする。
宿泊	助成対象者が実際に支払った宿泊代と、1泊当たり5,000円とを比較していずれか低い方の額

■申請方法 下記を津久見市健康推進課窓口までお持ちください。

- ・母子健康手帳 ・金融機関の口座がわかるもの（申請者本人名義）
- ・交通費にかかる領収書 ※タクシー利用時のみ
- ・宿泊費にかかる領収書（宿泊者氏名、宿泊場所・宿泊日・1泊料金の明細がわかるもの）※宿泊利用時のみ

- 対象者：出生した児の養育者
- 給付額：児童1人につき現金5万円
- 給付要件：赤ちゃん訪問を受け、アンケートに回答した方

※出産応援給付金を申請するには、面談が必須です。

津久見市では、赤ちゃんが生まれた全てのご家庭に訪問しています。
赤ちゃん訪問時に申請書を書いていただきます。

※申請する方名義の通帳にお振込みいたします。

未熟児養育医療

☎ 8 2 - 9 5 2 3 (健康推進課)

身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする方に対して、その治療に必要な医療費を公費で一部負担する制度です。

■給付対象者

次のいずれかの状態で生まれ、医師が入院による療育が必要と認められたお子さん

- ・ 出生時の体重が2,000グラム以下
- ・ 在胎週数35週未満
- ・ 先天異常（育成医療の適応ではないもの）
- ・ 重症仮死
- ・ 呼吸不全
- ・ 重症黄疸
- ・ 低血糖
- ・ けいれんその他の神経学的異常等
- ・ その他未熟性に起因する異常

■申請方法

医療機関から「養育医療意見書」が発行された後、出生から1ヶ月以内に健康推進課に次の申請書類等を持ってお越しください。
給付決定後、医療券を発行しますので、医療機関に提出してください。

必要書類は
こちら



お子さんの健やかな成長とご家族の経済的負担軽減のため、病気やケガなどで医療機関に入院・通院したときの保険診療内医療費（入院時の食事療養費も含む）の自己負担額（保険診療外費用を除き）を全額助成しています。

■助成対象となる「子ども」

- ・ 0歳～小学校就学前 ⇒ 入院・外来・入院時食事療養費を助成します。
 - ・ 小学生～中学生 ⇒ 入院・外来・入院時食療養費費を助成します。
 - ・ 高校生世代 ⇒ 入院・外来・入院時食療養費費を助成します。
- （18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで（就労、就学問わず））

※県外受診などについては、一部負担金が発生しますが、後日償還払いの申請により指定口座に返金します。（申請期間は、診察月の翌月から1年以内です。）

■受給資格登録申請手続き

出生、転入により新規に受給資格が発生した場合は、必ず申請手続きが必要です。

■受給資格登録申請に必要なもの

- ①保護者のマイナンバーカード
（運転免許証など本人確認のできるもの）

- ②助成対象となる「子ども」の健康保険証

◆償還払い申請（窓口）に必要なもの

- ①医療機関等の領収書
- ②保護者名義の通帳
- ③助成対象となる子の健康保険証

■その他

- ・ 住所、氏名、健康保険証等資格事項に変更が生じたときは、14日以内に届出をお願いします。
- ・ 母子健康手帳をご持参ください。
- ・ 入院により医療費が高額になる場合は、「限度額適用認定証」の提示をお願いします。
- ・ 学校等でのケガなどにより、日本スポーツ振興センターの災害共済給付を受ける場合は子ども医療費による助成対象とはなりません。

令和6年10月1日から児童手当の制度が一部改正されるため、それに伴いホームページで情報をお伝えしています。



ひとり親家庭支援

児童扶養手当

☎ 8 2 - 9 5 1 9 (社会福祉課)

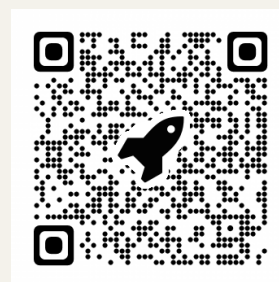
何らかの理由により父又は母と生計を同じくしていない18歳に達する日以後最初の3月31日までの間の児童を養育している人に支給されます。

※毎年8月に現況届の提出が必要です。

※父子家庭の方も申請することができます。

●手当額（月額）

手当額の詳細については、右側の
二次元コードからご確認ください。



※所得や年金受給状況により、手当の全部又は一部が支給停止されます。

ひとり親家庭等の医療費

☎ 8 2 - 9 5 1 9 (社会福祉課)

18歳に達する日以降最初の3月31日までの児童を監護しているひとり親家庭等の親とその児童及び父母のいない児童を対象に医療費の自己負担分を助成します。

●自己負担額(保険診療分)

項目	父母	子ども
入院	1 医療機関につき 500 円 / 回まで (負担上限: 14 回 / 月) 最大 7,000 円	なし
通院	1 医療機関につき 500 円 / 日まで (負担上限: 4 日 / 月) 最大 2,000 円	なし
調剤	なし	なし

※子ども医療費助成により、「満15歳に達する日以後最初の3月31日までの子ども」の入院・通院にかかる医療費を助成しています。

※一部自己負担金が発生する場合があります。

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活安定とその児童の福祉の向上を図るため、無利子又は低利で各種資金の貸付を行っています。

■貸付対象

○母子父子福祉資金

- ①母子家庭又は父子家庭で20歳未満の児童を扶養している人
- ②父母のいない20歳未満の児童

○寡婦福祉資金

- ①かつて母子家庭の母として児童を扶養していたことのある人
- ②40歳以上の配偶者のない女子で、母子家庭の母及び寡婦以外の人

※所得制限があります。

■貸付金の種類

修学貸付金	児童の高校等の授業料の貸付
就学支度金	児童の高校等の入学にかかる費用の貸付
技能習得	母または父の技能習得のための資金の貸付

高等職業訓練促進費等の支給 ☎ 8 2 - 9 5 1 9 (社会福祉課)

母子家庭の母又は父子家庭の父が看護師や介護福祉士等の資格取得のため、2年以上養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活の負担軽減のために、高等職業訓練促進費が支給されるとともに、入学時の負担軽減のため、入学支援終了一時金が支給されます。

※対象となる資格、支給要件等基準及び支給上限があります。
詳しくは社会福祉課へお問い合わせください。



障がいのある子どものための支援

子どもの発達を支援する福祉サービス

☎ 8 2 - 9 5 1 9 (社会福祉課障がい支援班)

障がいのある児童（発達障がいを含む）に対して、専門的な支援を行います。

■児童発達支援

療育の必要が認められる児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

■居宅訪問型児童発達支援

療育の必要が認められる児童に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

■放課後等デイサービス

小・中学校などに通学している障がいのある児童・生徒に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中の居場所づくりや生活能力向上のための訓練等を行います。

■保育所等訪問支援

保育所等に通う障がいのある子ども、今後利用する予定のある子どもに対して訪問により保育所等における集団生活への適応のための専門的な支援を行い、保育所等の安定した利用を促進します。

指定相談事業所 サポートセンター 竹とんぼ

☎ 8 2 - 1 8 8 8 (社会福祉協議会内)

子どもの発達や福祉サービスに関する相談に応じます。



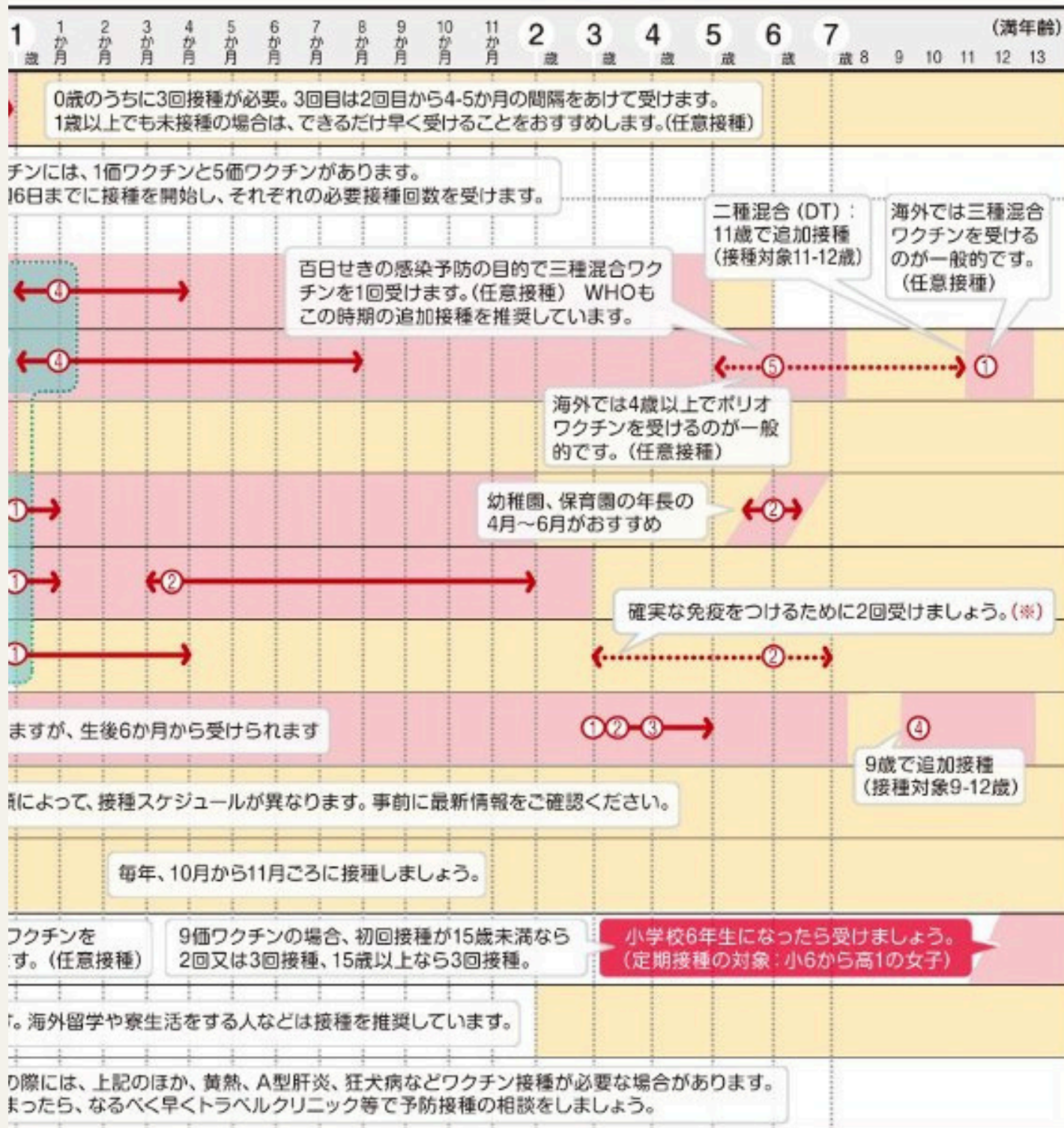
2024年4月版 予防接種スケジュール

大切な子どもをVPD(ワクチンで防げる)を受けることが重要です。このスケジュール
お子さまの予防接種に関しては、地域

ワクチン名	接種済み ☑	0歳 1か月 2か月 3か月 4か月 5か月 6か月 7か月 8か月 9か月 10か月 11か月
不活化ワクチン B型肝炎 (母子感染予防を除く) 定期	□□□	①→②→③
生ワクチン ロタウイルス (飲むワクチン) 定期	1価 □□ 5価 □□□	1→2→③
不活化ワクチン 小児用肺炎球菌 定期	□□□□	①→②→③
不活化ワクチン 五種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ・ヒブ) 定期	□□□□	①→②→③
生ワクチン BCG 定期	□	①→
生ワクチン MR (麻しん風しん混合) 定期	□□	
生ワクチン 水痘 (みずぼうそう) 定期	□□	
生ワクチン おたふくかぜ 任意	□□	
不活化ワクチン 日本脳炎 定期	□□□□	
mRNAワクチン 新型コロナ 任意		
不活化ワクチン インフルエンザ 任意	毎秋	
不活化ワクチン HPV (2価、4価、9価) (ヒトパピローマウイルス) 定期	□□□	
不活化ワクチン 髄膜炎菌 任意	□	
渡航ワクチン	□	

- 生ワクチン** **定期** 定められた期間内で受ける場合は原則として無料(公費負担)。 **定期の予防接種**
- 不活化ワクチン** **任意** 多くは有料(自己負担)。自治体によっては公費助成があります。 **任意接種の接種**
- mRNAワクチン** 任意接種ワクチンの必要性は定期接種ワクチンと変わりません。 **異なる種類の注**
- 同時接種** 同時に複数のワクチンを接種することができます。安全性は単独でワクチンを接種した場合と変わりません。国や日本小児科学会も乳幼児の接種部位として太もも(大腿前外側部)も推奨しています。詳しくはかか

病気)から守るためには、接種できる時期になったらできるだけベストのタイミングで、忘れずに予防接種
 ルはNPO法人 VPDを知って、子どもを守ろうの会によるもっとも早期に免疫をつけるための提案です。
 この接種方法やVPDの流行状況に応じて、かかりつけ医と相談のうえスケジュールを立てましょう。



接種の対象年齢 ◀○▶ おすすめ接種時期(数字は接種回数) (※) 添付文書に記載はないが、接種を推奨
 接種できる年齢 ◀○▶ 添付文書に記載のないおすすめ接種時期

付の生ワクチン同士の接種間隔は最短で4週間です(4週間後の同じ曜日から接種可)。

ん。
 つけ医にご相談ください。

詳しい情報は <https://www.know-vpd.jp/>

VPD

検索

© NPO法人VPDを知って、子どもを守ろうの会

メモ

MEMO



発行日：令和6年7月19日